

# 市立病院の基本設計の調査を終了 市民福祉委員会

6月議会において、地方自治法第100条の2に基づき、(株)新都計画が行った生駒市立病院の基本設計の評価を帝塚山大学教授の中野明氏（工学博士・日本医療福祉設備協会理事）に調査委託することが市民福祉委員会で提案され、可決。7月14日に開催された市民福祉委員会（伊木まり子委員長）で中野氏から調査報告を受けました。

## \* 問題の指摘は30項目

基本設計について中野氏から指摘を受けた問題点は、規模や配置などの全体計画をはじめ病棟、外来部、診療部、供給部など各部門計画および設計手順など、30項目にわたりました。その主なものは以下の通りです。

- ①同規模の病院に比べ一床あたりの面積が大きい。
- ②軌道と近いため視線や騒音についての検討が必要。
- ③エントランス部で人と車の動線が交差しており危険。
- ④手術室が7室と多い。
- ⑤会議室などの管理部が大きい。
- ⑥感染対策と緊急避難時、患者や医療者に配慮した動線の確保が必要。
- ⑦将来の医療需要の変化に応じた改修しやすい病院であるべき。
- ⑧看護単位規模の小規模化を考えるべき。
- ⑨薬品やリネン、給食など物品管理部の効率化を図るべき。
- ⑩基本設計は要求水準書をもとになされるべきだが、要求水準書に代わる「生駒市病院事業計画」は基本設計のあとにできており、手順が逆転している。

これらの指摘を受けたのち、市民福祉委員会でその後の対応を協議。中野氏の調査はあくまで、最近の一般的な病院建設事情に基づく調査であり、委員会としては指定管理者である徳洲会の医療方針の特殊性を考慮したうえで基本設計の妥当性を判断し、実施設計に生かすよう市に提言すべきとの合意に達し、中野氏から指摘を受けた各項目についての設計意図や根拠を、病院事業に遅れを生じさせぬよう7月末までに回答するよう議長から市に求めました。



## \* なかなか開催されない委員会

しかし、議長からも委員長からも再三再四、早期回答を求めたにも関わらず、1ヶ月が経過。なぜ、すでに終了している基本設計についてすぐに根拠を示せないのか疑問でしたが、8月23日ようやく書面による回答があり、翌24日に委員会が開催されました。

回答には、委員会が要求していた設計根拠だけではなく、中野氏の指摘を受けての実設計への反映についての市の考えまで言及されており、どうやらこれが、委員会開催が遅れた原因であったようです。

地方自治法第100条の2は、議会の調査権を規定したものであって、市の対応は明らかに「勇み足」でした。従って委員会では、「勇み足」の部分を除いた設計根拠のみをもとに、改めて中野氏の調査報告内容を検討し、(株)新都計画の基本設計の妥当性と実施設計への反映について意見をとりまとめることになりました。

## \* 動線については再検討を、規模については計画で位置づけを！

9月2日に開催された市民福祉委員会で出た主な意見は以下の通りです。

- ①人や車、物品の動線の問題、配置については、中野氏の指摘の通り、効率性や安全管理上の問題から、実施設計の段階で再検討を求め。
- ②一床あたりの面積や手術室の数については、将来予測を可能な限り立てて病院事業計画に位置付けるべき。（ただし、計画の位置づけの時期については、計画なしに設計、建設という行政事務は慎むべきとの考えから今の時点でという意見と、将来の計画の見直しの時点で位置付ければよいという意見とに分かれました。）
- ③看護単位規模については小さい方が医療従事者にとっても患者にとっても理想ではあるものの、病院経営とのバランスを考えて検討すべき。
- ④薬局については、指定管理者の方針通り院内薬局でいいという意見がある一方、指定管理者が変更になった場合のことを考慮し院外薬局を前提にすべきという意見もある。

以上の調査結果を委員長から議長に報告のうえ、市長に提言し、9月5日をもって基本設計についての調査を終了しました。

\*\*\*\*\*

## 議員の役割って何???

委員会は、市の事務に遅れを生じさせないため期限を切って調査を行っているにも関わらず、一連の調査の過程で、「病院開設が遅れるから」と調査を打ち切ろうとしたり審査をさせまいとしたりする発言が、委員の口から出たことは残念です。行政事務をすべて認めるならば、議員は何のために要るの?ということになりませんか…?

# 宇和島徳洲会病院臓器売買事件の市立病院への影響は？

生駒市立病院の指定管理者である徳洲会のグループ病院、宇和島徳洲会病院で執刀された臓器売買による腎移植事件において、暴力団が関与していたことが報道されたことを受けて、7月25日（月）市民福祉委員会を開催し、市の対応を問いました。

市民福祉委員会では、事件の経過と市の対応について説明を受けましたが、経過説明はすでに各紙で報道されていることの羅列でしたし、市の対応も、電話で徳洲会に問い合わせをして新聞報道以上に提供する情報はないという返答を受けたということと、特洲会の事務局長が来庁し「法人としては暴力団と関係はない」という言葉を受けたというものでした。

信じがたいのは、徳洲会の法人幹部が暴力団員と認識していた人物が臓器売買に関与していながら、「法人として暴力団とは関係はない」という事務局長の言葉を鵜呑みにして、市がそれ以上の対応をしていないことです。「関係ない」ならないでいいのですが、万が一、関係があった場合を想定して、市が被る損害を保障してもらうような担保を取っておく必要があるのではないのでしょうか。（たとえば建設費の予算もついでに建物が増築された、という時期に指定管理者として不適格となった場合、建物はあるのに運営主体がいらない、なんていうことになりかねません。）

しかも、平成18年に市と警察との間で交わされた合意書に基づき、指定管理者の指定に際して、暴力団との関係についての照会をかけなければならなかったのに、照会していなかったことも上原議員（日本共産党）の指摘でわかりました。

私は昨年9月議会で徳洲会を生駒市立病院の指定管理者とすることに賛成しています。徳洲会が患者本位の治療を行い、地域から信頼される病院になるだろうと判断したためです。

しかし、いくら患者本位の医療を提供するといっても暴力団との関係があっては、一民間病院ならいざ知らず、公的な病院の運営主体として認めるわけにはいきません。だからこそ、市から積極的に情報を取りに行き、「関係ない」ということと、何かあった場合の損害賠償についてきちんと書面で担保を取っておく必要があると考えます。

市民福祉委員会では、指定管理者議案に賛成していた他の議員からも今回の市の対応に疑義の声があがりました。しかし、残念ながら市長は、捜査の経緯を見てからとか、起訴された時点で関係が明らかになっていなかったら照会をかけるとか、後ろ向きな答弁に終始しました。

続いて9月2日に開催された市民福祉委員会でも、暴力団との関係が報じられた徳洲会幹部本人による「関与はない」とする回答書をもって、市は信用するに足るとし、警察に照会することは考えていないし、何事もリスクのない事業はないとの答弁で、リスクの軽減を図るべきという委員と議論は平行線を辿りました。



なお、平成22年度病院事業会計では、監査委員からも、「事業計画を阻害する可能性のある要因については、事前に担保措置をとる等の措置を講じられたい。」と意見されています。

# 病院事業特別委員会を設置

病院開設や指定管理者は決定していますが、基本協定書は市と徳洲会との間でまだ締結されておらず、基本協定書の中に盛り込まれている市民参加の管理運営協議会の中身をどうしていくのか、地域の医療機関との連携はどのように図っていくのか、議会としても市に提案していく必要があります。また上記の設計の問題、暴力団との関係の問題のように、今後、開院までの間、どのような新たな問題が生じたとしても、即座に対応できるよう、病院事業特別委員会を設置することが9月議会で提案されました。

「これまで新病院整備専門委員会や病院事業推進委員会で審査してきたから特別委員会設置は不要」という議会の審査そのものを否定するような反対意見もありましたが、これら行政側の審議会と議会の役割は別です。採決の結果、賛成多数で設置が可決されました。

また、委員の選任については議会運営委員会で諮り、正副議長に一任することに異議もなかったため、正副議長で会派間のバランスに配慮しつつ委員を選考し、本会議で提案した結果、異議なく可決しました。

<p><b>病院事業特別委員会委員</b>（◎は委員長○は副委員長。互選による。）</p> <p>◎上原（日本共産党）・有村（市民派クラブ）・白本（凜翔）・樋口清（無会派）・成田（生駒市議会公明党）・○桑原（無会派）・樋口稔（市民派クラブ）・吉村（凜翔）【議席順・敬称略】</p>
--

11月21日に開催された当委員会では、指定管理者と暴力団との関係について疑念が払拭しきれず、万が一信頼関係を損ねることが生じた場合、今の基本協定書は損害賠償請求できるような、リスクを回避できる内容になっているのか検証が必要であるとして、まずは議長から市長に対して、警察に指定管理者と暴力団との関係について照会をかけるよう申し入れることが決定しました。